

7-1 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱

（通 則）

第1条 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）（以下「補助金」という。）は、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法律」という。）第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒（以下「授業料の納付が困難な生徒」という。）の修学に係る経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、設置者が授業料の納付が困難な生徒の授業料を減免する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める高等学校等就学支援金交付金交付要綱、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱（以下「授業料軽減要綱」という）、高等学校就学支援金事務処理要領及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助の対象となる事業）

第2条 前条に規定する事業は、愛知県内に私立の高等学校、中等教育学校後期課程、及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を設置している設置者が、当該高等学校等に在学している授業料の納付が困難な生徒（ただし専攻科の生徒は除く。）の保護者等に対して、授業料を減免する事業とする。

（対象生徒の要件）

第3条 授業料減免の対象となる授業料の納付が困難な生徒（以下「対象生徒」という。）は、保護者等が愛知県内に住所を有し、保護者等が長期療養、り災、転退職、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料の負担が困難となった者で、所得基準が別表1のいずれかに該当する者とする。ただし、法律第9条に該当し、支払の一時差止めとなった者を除く。

2 保護者等が、転勤等により県外に住所を移している場合で、生徒及び生徒と生活を共にする者の生活の本拠が県内にあるときは、第1項第1号の規定の適用に当たっては、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなす。

3 第1項の規定の適用の対象となる家計急変事由の発生時期は別に定めるところによる。

（補助金の算定基準及び補助率）

第4条 対象生徒に係る補助金の算定基準は、対象生徒1人について、当該高等学校等における授業料月額又は別表1に定める所得基準に応じて別表2に定める月額のいずれか少ない額（法律第5条で定める就学支援金の額及び授業料軽減要綱第5条で定める愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の額を除く。）に授業料軽減を受ける月数を乗じた額とし、補助率は定額とする。

（対象生徒の要件の確認）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、第3条に定める対象生徒の要件を確認するため、必要な書類を提出させ、これを十分審査しなければならない。

（申請手続）

第6条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助を必要とする理由書（様式第2号）
- (3) 授業料軽減補助事業計画書（様式第3号）

2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の実施期間）

第8条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合はあらかじめ変更交付申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実施方法)

第11条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料を減免しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料の還付によることができる。

2 補助事業者は、対象生徒に対し授業料を軽減したときは授業料負担者から、これを証する書類(以下「減免証書」という。)を徴するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により、既に納入されている授業料を口座振替により還付したときは、軽減証書を略することができる。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)実績報告書(様式第5号)
- (2) 補助金精算書(様式第6号)
- (3) 授業料軽減補助事業実績書(様式第7号)
- (4) 補助事業に係る収支計算書(様式第8号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付及び精算)

第14条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

2 前項ただし書きの規定により、補助金の全額を概算払で受領した補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに概算払精算書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(実施細則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 平成28年度から令和元年度に私立高等学校等に入学した者に関する当該各年度の授業料軽減事業に係る減免額については、別表2に関わらず次の表のとおりとする。

区 分	減 免 額 (月 額)	
	高等学校 (全日制・定時制)	専修学校高等課程
所得基準の区分 甲	33,200円	33,000円 (4,300円)
所得基準の区分 乙	16,600円	15,600円 (2,100円)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に私立高等学校等（通信制を除く）に入学した者に関する授業料軽減事業に係る減免額については、別表第2にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	減免額 (月額)	
	高等学校 (全日制・定時制) 及び中等教育学校後期課程	専修学校高等課程
別表1の所得基準の区分 「甲」	34,400	33,000 (4,300)
別表1の所得基準の区分 「乙」	17,200	15,900 (2,100)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和5年4月分以降の月分の支給について適用し、令和4年度以前の認定に係る支給については、なお、従前の例による。
- 3 令和3年度から令和4年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る減免額については、別表2にかかわらず、次の表のとおりとする。

1 定額授業料の場合

区 分	減免額（月額）		
	高等学校(全日制・定時制) 及び中等教育学校後期課程	高等学校 (通信制)	専修学校 高等課程
別表1の所得基準の区分 「甲」	35,200	19,000	33,000 (4,300)
別表1の所得基準の区分 「乙」	17,600	9,900	16,200 (2,100)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る減免額については、別表2にかかわらず、次の表のとおりとする。

1 定額授業料の場合

区 分	減免額（月額）		
	高等学校(全日制・定時制) 及び中等教育学校後期課程	高等学校 (通信制)	専修学校 高等課程
別表1の所得基準の区分 「甲」	35,700	19,000	33,600 (4,300)
別表1の所得基準の区分 「乙」	17,900	9,900	16,800 (2,100)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。

2 単位制授業料の場合

区 分	1単位当たりの減免額（円）
	高等学校（通信制）
別表1の所得基準の区分 「甲」	9,240
別表1の所得基準の区分 「乙」	4,812

ただし、年間の補助対象単位数は30単位を上限とし、授業料額がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る減免額については、別表2にかかわらず、次の表のとおりとする。

1 定額授業料の場合

区 分	減免額（月額）		
	高等学校(全日制・定時制) 及び中等教育学校後期課程	高等学校 (通信制)	専修学校 高等課程
別表1の所得基準の区分 「甲」	36,300	21,000	33,900 (4,300)
別表1の所得基準の区分 「乙」	18,200	10,500	17,000 (2,100)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。

2 単位制授業料の場合

区 分	1単位当たりの減免額（円）
	高等学校（通信制）
別表1の所得基準の区分 「甲」	10,212
別表1の所得基準の区分 「乙」	5,100

ただし、年間の補助対象単位数は30単位を上限とし、授業料額がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

別表1

区分	所 得 基 準
甲	課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が212,700円未満の世帯
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯

ただし、対象生徒が補助金対象となる月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金対象年度」という）の前年度の12月31日において保護者等の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、課税所得額（課税標準額）から33万円を控除する。

別表2

1 定額授業料の場合

区 分	減免額（月額）		
	高等学校(全日制・定時制) 及び中等教育学校後期課程	高等学校 (通信制)	専修学校 高等課程
別表1の所得基準の区分	37,100	21,000	34,700

「甲」			(4, 300)
別表1の所得基準の区分 「乙」	18, 600	10, 500	17, 400 (2, 100)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。

2 単位制授業料の場合

区 分	1単位当たりの減免額 (円)
	高等学校 (通信制)
別表1の所得基準の区分 「甲」	10, 212
別表1の所得基準の区分 「乙」	5, 100

ただし、年間の補助対象単位数は30単位を上限とし、授業料額がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。